

○鳥取県警察の表彰に関する訓令

平成12年8月16日

本部訓令第12号

注 令和8年3月から改正経過を注記した。

鳥取県警察の表彰に関する訓令の全部を改正する訓令を次のように定める。

(目的)

第1条 この訓令は、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、鳥取県警察の表彰等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部長表彰)

第2条 警察功績章は、鳥取県警察の職員（以下「職員」という。）として規則第2条第4項に規定する功労があると認められる者に対して、退職時に授与する。

2 賞詞、賞状、賞誉及び本部長賞は、次の各号のいずれかに掲げる事項について、規則第2条第5項、同条第6項及び同条第7項に規定する功労又は業績があると認められる職員又は部署に対して、その程度に従って授与する。

- (1) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査
- (2) 被疑者の逮捕
- (3) 人命救助
- (4) 交通事故の防止
- (5) 災害又は変事における警戒、防護又は救護
- (6) 警察の信頼を高めた善行又は市民応接
- (7) 警察運営上重要な発明、発見、改善又は研究
- (8) 警察運営上重要な業務の改善又は施策の実施
- (9) 優秀な勤務成績、研修成績又は競技成績
- (10) 永年にわたる職務の精励
- (11) 前各号に掲げるもののほか表彰することが必要であると警察本部長（以下「本部長」という。）が認めるもの

3 感謝状は、規則第2条第8項第1号から第4号までに掲げるもののほか、交通事故の防止その他警察又は警察職員に対する協力に対して授与する。この場合において、警察部外の個人又は団体（以下「部外者」という。）が行う表彰と同一の機会に表彰を行うときは、連名とすることができる。

(令 8 本部訓令 7 ・ 一部改正)

(副賞)

第 3 条 表彰には副賞を付することができる。

(令 8 本部訓令 7 ・ 一部改正)

(本部長表彰の区分)

第 4 条 本部長表彰は、定例表彰及び随時表彰に区分する。

(死亡又は退職時の本部長表彰)

第 5 条 本部長は、表彰を受けるべき者が表彰前に死亡又は退職したときは、当該者の生前又は退職の日に遡って表彰を行うことができる。

(併賞)

第 6 条 本部長は、警察庁長官（以下「長官」という。）、管区警察局長（以下「局長」という。）、警視総監若しくは他の道府県警察の本部長又は部外者から表彰された場合において関係する職員又は部署に対して、重ねて表彰を行うことができる。

2 本部長は、部署表彰を行う場合において、当該表彰に係る業績に大きく貢献する功績がある職員がいると認めるときは、当該職員に対して、個人表彰を行うことができる。

(令 8 本部訓令 7 ・ 一部改正)

(表彰の上申)

第 7 条 警察本部の部長（以下「部長」という。）並びに警察本部の課長、所長、隊長及び警察学校長並びに警察署長（以下「所属長」という。）は、第 2 条の表彰に該当するものがあると認めるときは、本部長が別に定める表彰上申書により、警務部監察課長（以下「監察課長」という。）を経て速やかに本部長に上申するものとする。

(表彰の審査)

第 8 条 監察課長は、前条の規定による上申を受理したときは、表彰の要否、種類等を審査し、意見を付した上で順を経て本部長に報告するものとする。

2 前項の意見を付すときは、首席監察官に合議するものとする。この場合において、表彰の対象となる業務主管部長の意見を参考とすることができる。

(令 8 本部訓令 7 ・ 一部改正)

(事故報告)

第 9 条 所属長は、表彰上申後、被上申者が死亡し、又は退職し、若しくは職員としてふさわしくない非行等があるため表彰することが適当でないと認めるときは、速やかに本部長に報告しなければならない。

(令 8 本部訓令 7 ・ 一部改正)

(表彰の授与)

第10条 本部長は、上申された事案について表彰することを相当と認めるときは、表彰を授与するものとする。

- 2 警察功績章、賞詞、賞状及び感謝状は本部長が、賞誉、本部長賞及び本部長名の賞は部長又は所属長が伝達するものとする。ただし、特別の理由があるものについてはこの限りでない。

(令 8 本部訓令 7 ・ 一部改正)

(長官等への上申)

第11条 本部長は、前条第 1 項の表彰を行うほか、その功労又は業績が長官又は局長の行う表彰に該当するものであると認めるときは、長官又は局長に表彰の上申を行うものとする。

(表彰の通知)

第12条 監察課長は、長官表彰、局長表彰又は本部長表彰が行われたときは、その都度表彰通知書（様式第 1 号）に所要事項を記入の上、当該所属長に通知するものとする。

(令 8 本部訓令 7 ・ 一部改正)

(部長表彰)

第13条 部長は、所掌事務に関して本部長の表彰に次ぐ功労又は業績があると認められる職員又は部署に対して、ほう賞を授与することができる。

(所属長ほう賞)

第14条 所属長は、相当の功労があると認められる所属職員に対して、ほう賞を授与することができる。ただし、必要があると認めるときは、所属職員以外の職員に対してもほう賞を授与することができる。

- 2 所属長は、本部長の表彰に次ぐ功労があると認められる協力に対して、ほう賞として感謝状を授与することができる。この場合において、部外者が行う表彰と同一の機会に表彰を行うときは、連名とすることができる。

- 3 前項の感謝状には、副賞を付することができる。

(表彰の報告)

第15条 部長及び所属長がほう賞を授与したとき又は所属若しくは所属職員が長官、局長、警視総監若しくは他の道府県警察の本部長若しくは部外者から表彰を授与されたときは、ほう賞等月報（様式第 2 号）に所要事項を記入の上、本部長に報告しなければならない。

(令 8 本部訓令 7 ・ 一部改正)

(本部長名の賞)

第16条 本部長は、鳥取県警察が主催する術科大会、競技大会等の成績優秀者又は成績優秀部署その他の功労のある職員又は部署を賞揚するため、本部長名の賞を授与することができる。

(令 8 本部訓令 7 ・ 旧第17条繰上)

(職員表彰カード)

第17条 監察課長は、職員の表彰カード(様式第 3 号)を備え付け、所要事項を記録し、常に整備しておかなければならない。

(令 8 本部訓令 7 ・ 旧第18条繰上 ・ 一部改正)

(表彰台帳)

第18条 監察課長は、表彰台帳(様式第 4 号)を備え付け、表彰が行われたときは、その都度所要事項を記入しておかなければならない。

(令 8 本部訓令 7 ・ 旧第19条繰上 ・ 一部改正)

(表彰状等の様式)

第19条 警察功績章に付する書状、賞詞、賞状、賞誉、本部長賞、感謝状、ほう賞としての感謝状及び本部長名の賞の様式は、本部長が別に定める。

2 部外者との連名による表彰を行うときは、前項の規定は適用しない。

(令 8 本部訓令 7 ・ 旧第20条繰上 ・ 一部改正)

(細目的事項)

第20条 この訓令の実施に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

(令 8 本部訓令 7 ・ 旧第21条繰上)

附 則

この訓令は、平成12年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成16年 3 月31日本部訓令第 9 号)

この訓令は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成17年 4 月 8 日本部訓令第13号)

この訓令は、平成17年 4 月 8 日から施行する。

附 則 (平成24年 8 月24日本部訓令第26号)

この訓令は、平成24年 8 月24日から施行する。

附 則 (平成25年 9 月12日本部訓令第16号)

この訓令は、平成25年9月12日から施行する。

附 則（平成26年10月28日本部訓令第17号）

この訓令は、平成26年10月28日から施行する。

附 則（平成27年3月6日本部訓令第3号）

この訓令は、平成27年3月9日から施行する。

附 則（平成29年5月26日本部訓令第17号）

この訓令は、平成29年5月26日から施行する。

附 則（令和8年3月12日本部訓令第7号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第12条関係）

発第 号
年 月 日

殿

鳥取県警察本部

表 彰 通 知 書

このたび次の表彰が行われますので通知します。

記

1 表彰状況

表彰者	種類	番号	年月日	事 由	被表彰者（部署、団体）	
					階級 （住所）	氏 名

2 授与方法

- ☐ 直接交付
日 時
場 所
- ☐ 伝達交付
日 時
場 所
伝達者
- ☐ 授与済

3 その他

様式第2号（第15条関係）

発 第
年 月

鳥取県警察本部長 殿

所 属 長 名

ほう賞等月報（ 月分）

1 所属で職員個人に対して、表彰を授与したもの。（長官、局長、警視総監、他の道府県警察の本部長又は部外者から個人表彰を受けたものも含む）

職員番号	所属	階級	氏名	表彰年月日	種類	事由	表彰者	備考

2 所属から他所属に対して、表彰を授与したもの。（長官、局長、警視総監、他の道府県警察の本部長又は部外者から所属表彰を受けたものも含む）

所属名	表彰年月日	種類	事由	表彰者	備考

3 所属で部外協力者に対して、表彰を授与したもの

部外協力者名	表彰年月日	種類	事由	表彰者	備考

様式第3号（第17条関係）

<表面>

表 彰 カ ー ド				ふ り が な		
				氏 名		
叙 勲				生 年 月 日		
				採 用 年 月 日		
番 号	年 月 日	種 類	事 由	副 賞	表 彰 者	
	・ ・					
	・ ・					
	・ ・					
	・ ・					
	・ ・					
	・ ・					

<裏 面>

	・ ・							
	・ ・							
	・ ・							
	・ ・							
	・ ・							
	・ ・							
	・ ・							
懲 戒 処 分 状 況		年 月 日	種 別	理 由	年 月 日	種 別	理 由	
		・ ・			・ ・			
		・ ・			・ ・			

様式第4号（第18条関係）

表 彰 台 帳

番 号		表彰者	
表彰の 種 類		表 彰 年月日	年 月 日
被 表 彰 者	所 属 (住所)	官 職 (職業)	氏 名 (団体)
功 労 （功 績 の 内 容）	件 名		
	表 彰 文 の 内 容		
	程 度		
備 考			

様式第 1 号（第12条関係）

（令 8 本部訓令 7 ・一部改正）

様式第 2 号（第15条関係）

（令 8 本部訓令 7 ・全改）

様式第 3 号（第17条関係）

様式第 4 号（第18条関係）

（令 8 本部訓令 7 ・一部改正）